

令和2年1月

関西広域連合議会第23回

産業環境常任委員会会議録

令和2年1月関西広域連合議会第23回産業環境常任委員会会議録 目次

令和2年1月11日

1	開催日時・場所	1
2	議 題	1
3	出席委員	1
4	欠席委員	1
5	事務局出席職員職氏名	1
6	説明のため出席した者の職氏名	2
7	会 議 概 要	3

1 開催日時・場所

開会日時 令和2年1月11日

開催場所 関西広域連合本部事務局 大会議室

開会時間 午後0時22分

閉会時間 午後0時49分

---

2 議 題

(1) 調査事件

① 関西広域環境保全計画（第3期）案について

② 関西地域カワウ広域管理計画（第3次）案について

---

3 出席委員 (19名)

4番 大橋 通伸	22番 岩田 弘彦
5番 酒井 常雄	23番 奥村 規子
8番 菅谷 寛志	26番 西川 憲雄
9番 松浪 ケンタ	28番 岩丸 正史
10番 うらべ 走馬	31番 くらた 共子
14番 藤本 百男	34番 藤田 あきら
17番 しの木 和良	35番 西川 ひろじ
18番 石川 憲幸	36番 吉川 敏文
19番 中川 崇	38番 北川 道夫
21番 阪口 保	

---

4 欠席委員 (1名)

1番 加藤 誠一

---

5 事務局出席職員職氏名

議会事務局長 千代 博

議会事務局次長兼議事調査課長 高宮 正博

議会事務局総務課長 井野 健三郎

---

6 説明のため出席した者の職氏名

本部事務局長	村 上 元 伸
広域環境保全局長	高 木 浩 文
広域環境保全局環境政策課長	中 村 達 也
広域環境保全局温暖化対策課長	天 野 孝 志
広域環境保全局温暖化対策課長（再生可能エネルギー担当）	梶 一 哉
広域環境保全局自然環境保全課長	矢 野 克 典
広域環境保全局自然環境保全課長付参事	北 川 善一郎
広域環境保全局循環社会推進課長	三 橋 進

---

## 7 会 議 概 要

午後0時22分開会

○委員長（石川憲幸） それでは、全員おそろいでございますので、これより関西広域連合議会産業環境常任委員会を開催させていただきます。

本日、加藤委員は欠席でありますのでご了承願います。

理事者側の出席者につきましては、お手元に名簿を配布しておりますので、ご覧おき願います。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

本日の調査事件は、関西広域環境保全計画（第3期）案及び関西地域カワウ広域管理計画（第3次）案についての2件であります。

まず、関西広域環境保全計画（第3期）案につきましてを議題といたします。広域環境保全局から説明をお願いいたします。

高木広域環境保全局長。

○広域環境保全局長（高木浩文） それでは、関西広域環境保全計画（第3期）案につきまして説明をさせていただきます。お手元の資料1-1をご覧ください。

広域環境保全局では、現行計画におきまして地球温暖化対策、生態系保全、資源循環の推進、環境学習の推進の4つの柱で取組を進めております。今回計画改定に当たりまして有識者会議における意見聴取、9月の常任委員会でのご審議、あるいはパブリックコメントを行うなど検討を進めてきたところでございます。

まず、計画案の概要につきまして説明をさせていただきます。

お手元の資料1-2をご覧ください。

A3判の1枚物で概要版をお作りしております。資料の中央部の右側に第3章、関西が目指すべき姿をご覧いただきたいと思っております。

計画の目標は、地域環境・地域環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な関西の実現としております。

次に、その下の第4章の施策の展開のところでございますが、関西広域連合で取り組むべき3つの視点、スケールメリットの活用、方向性の提示、優良事例の波及によりまして、現行計画で取り組んでまいりました4つの分野での取組を更に充実させてまいりたいと考えております。

資料1-1に恐縮ですがお戻りいただきたいと思っております。

2のパブリックコメントの結果でございます。2ページ目の次の別紙1に、個々のパブリックコメントのご意見は掲載させていただいております。2名の方から5件のご意見をいただきました。意見の内容といたしましては、意見1-1と1-2が環境学習に関する意見でございまして、交流型環境学習を関西の各地で実施してはどうか。あるいは高校生や大学生を対象とした環境学習を実施してはどうかといった内容でございました。これらのご意見につきましては、次年度、来年度の事業におきまして、交流型環境学習事業につきましては、新たに徳島県の吉野川河口で実施いたしますとともに、プラスチックごみ削減に向けた取組としまして、啓発用のポスターの図案の募集について、大学生等からも募集を行い環境学習につなげてまいりたいと考えてございます。また、意見2-2はプラスチックごみに関するものでございまして、家庭系のごみだけではなく農業系のごみについ

でも対策が必要との意見でございまして、今後分野横断的にプラスチック対策を進めていくこととしております。

次に、計画の主な変更点でございまして、別紙2をご覧ください。

上段のプラスチック対策につきまして、先ほどご説明したパブリックコメントの結果あるいは議会における意見等も踏まえまして記述を変更させていただいております。上段は計画案14ページの分野横断的な課題の目標をプラスチック対策に改めますとともに、プラスチックごみ削減のためには、製造・流通等各家庭に関わる多様な主体が連携するとともに分野横断的に取り組んでいく必要があることから、その旨記載をさせていただいております。

次に、下段から次のページにかかってございまして、これは本文でいいますと21ページの循環型社会づくりの取組の方向性についてでございます。

プラスチックごみや食品ロスの削減に向けまして、より具体的な取組を進めていく必要がありますことから、その旨記述を変更させていただいております。今後のスケジュールにつきましては、本日の意見をお伺いした後、最終案を決定いたしまして、3月1日の連合議会のほうに提出させていただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石川憲幸） ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので質疑に移らせていただきます。ご発言がありましたら挙手にてお願いをいたします。

くらた委員。

○委員（くらた共子） よろしくお願いいたします。

まず、教えていただきたいんですけども、そのパブリックコメントに対する意見というのが、わずかお二人から5件ということでありまして。このことをどう見ておられるかということと、そのパブリックコメントの取り方ですが、広域連合議会を構成している各構成の自治体ですね。そこでも当然類似した取組はされていることと思っておりますけれども、これだけ環境保全に対しての社会的な認識が高まっている中で、この件数、コメント内容ということで、その評価をまずどのように考えておられるのか伺いたいと思っております。

○委員長（石川憲幸） 高木局長。

○広域環境保全局長（高木浩文） パブリックコメントの件数につきましては、やはり少ないかなという認識をいたしております。これにつきましては、パブリックコメントの募集につきましては、ホームページで掲載するとともに構成府県市におきましても資料提供を行うなど募集に努めたところではございますが、結果としてこのような件数になったということでございます。

ただし、内容につきましては、昨今非常に関心が高いプラスチックごみでありますとか、特に若年世代、若者の環境学習の必要性と内容につきましては、非常にいい意見をいただいたというふうに評価をしております。

○委員長（石川憲幸） くらた委員。

○委員（くらた共子） せっかくいただいたご意見ですから、しっかりと丁寧にこのことについての今回の取組についてしっかり反映をさせていく必要があると思うわけですけども、改めて第3期ということですから、根本的なスタンスについて確認をさせていた

だきたいというふうに思っています。

このパブリックコメントにも、ご意見にも現れているように、この間の地球温暖化をいかに防止するかということと、とりわけ海洋汚染に象徴される廃プラスチック対策ということで、ところが残念なことに、なかなか国自身の取組として数値目標を掲げたものになり切っているか、というところが指摘されているというふうに思うんです。

それで1つ、地球温暖化のほうですが、ご承知のとおりパリ協定が2016年に発効されたわけですが、今世紀の後半にガス排出量を実質ゼロにするということを決めた大変歴史的な合意ということになっていきますけれども、残念なことに昨年我が国が議長国を務めたG20では、このパリ協定の目標達成に向けた具体的方向性ということを示すに至らなかったということがあります。我が国としては2050年までに温室効果ガス8割減ということの目標という設定ですが、本来はこれをもっと前倒ししてやるということが求められたと思うんですが、そもそもの目標も2030年削減目標を達成する今の現行のスピードでは、そもそもの50年までに8割減も達成は不可能ということが、これは専門家から大変厳しく指摘されているというふうに認識をしています。関西広域連合として、今回第3期の計画策定に当たって、これについてどういう認識を持たれているのかということも1つ伺いたいと思います。

それからもう一つ、ちょっと突出するかもしれませんが、この間、代替フロンについても大変議論が深まっていますが、モントリオール議定書の規制対象物質に追加がされたわけですが、これを受けた国会での議論を見ますと、排出抑制法そのものは改正されましたが、その範囲が業務用冷凍室用機器の廃棄時の回収促進と、非常にピンポイントに限定されたものにとどまっているということで、大変残念に思うんです。こういうことを午前中の議論でも産業の活性化を図ることと合わせもって環境政策を進めるという方針がご説明あったんですけれども、これから大変大きな取組を関西域でしていこうということとの兼ね合いも含めまして、やっぱり何か広域連合で、国はこうだけれども、このエリアでは数値目標を掲げて取り組むというようなことをぜひご検討をいただきたいと思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

○委員長（石川憲幸） 天野課長。

○広域環境保全局温暖化対策課長（天野孝志） 温暖化対策課の天野でございます。

まず1点目の地球温暖化の関係ということで、世界的情勢とか国の情勢というのは年末、昨年与野党の報道等とか大臣の口頭とかで承知はしているわけではございます。そういう目標に向かってやっていくということで、最近、各府県で2050年CO<sub>2</sub>実質ゼロという宣言をされている団体さんが幾つか出てきておりますし、この広域連合の中でも市さんも含めまして4団体の方が宣言をされております。そういう形で2050年度、2050年に向かってゼロという形で向かって、構成府県の方々がそれぞれの取組をやっていくということは必要だというふうには考えております。

ただ、連合でそういう数値目標ということでございますが、現在でもこの温室効果ガスにつきましても、統一した目標を掲げておりません。温室効果ガスを減らすやり方とかその内容につきましても各県まちまちでございますし、またどの部門が多いかということにつきましても、例えばうちの滋賀県でございますと第二次産業、製造業が多いということで産業部門が大体半分を占めています。ただ、ほかの府県、例えば大阪府さんですと確かに

産業部門も多いんですけれども、業務部門とか家庭部門も多いということで、特に業務部門というのはやはりデパートとかそういう商業部門、それと事務所、東京よりも多いということで、その部分も多いということで、そういうところに対策をしていかなあかんとということで、各府県によってやはりその対策がまちまちであるということで、なかなかこの連合として数値目標、統一した目標ということはなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。連合としての役割としましては、やはりその各府県さんがそれぞれ独自の考え方でそういう目標を立てられたところを後押しするというようなところを頑張ってやっていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（石川憲幸）　　くらた委員。

○委員（くらた共子）　　いずれにしても、各自治体の裁量やあるいは考え方次第ということでは、これは本当に進まないなというふうに思います。ぜひ、元々の国のスタンスということがやはりこれは問われるわけですから、そこに向けて関西広域連合としてきっちり物を言うという姿勢を示していただきたいというふうに思います。

次に、廃プラスチック対策についてですけれども、改めて世界年間3億8,000万トンの生産ということです。しかしその50%はわずか1回限りの使い捨てということですね。毎年800万トン海に流されると、こういう事態だということで大変危機的だと思うわけです。今回も項目に生態系の影響ということで、これをどう回避し、自然界の生態系を守るかという取組ですが、大変大事なことだと思うんですが、注目したいのは有害産廃物の国境を越える移動を規制する、これはバーゼル条約ですが、これが昨年5月に改定をされています。汚れたプラごみを規制対象に加えて、発効は2021年ということになっています。こうなりますと、国内処理が原則になっているという認識で間違いございませんね。そうすると日本では1人当たりの使い捨てプラスチック廃棄量がアメリカに次ぐ第二位と、これは環境省のホームページにも大きく出ていますけれども、年間900万トンのプラごみを排出して、そのうち約100万トンを東南アジアにこれまで輸出をしてきたということですが、しかしご承知のとおり2017年末に中国は輸入を禁止しましたし、その影響でどうにかせなあかんとということで、環境省は国内の保有量の上限を二倍に上げたということになっています。しかしそれでも保有し切れないう状況になっていると挙句の果てに国は何をやっているかという、自治体に焼却してくれと要請しているということですが、これは前段の地球温暖化対策としても、自治体にしたら、たまったもんじゃないんですよね、これ。ちょっとこれはひどいんじゃないかと私は思うわけですが、やっぱりこういうことを関西広域連合、まさに関西の声をしっかり国に上げるという必要があるというふうに思うんです。とりわけ午前中も大阪万博ということが出てましたが、当然交流人口を見込んでいるし、そのことに期待があるわけですから、そうすると当然それに伴うごみも交流するわけですね。こういったときなんかやっぱりきちっと催しをするときの打ち出し方というのは大事だというふうに思いますので、例えば突拍子もないというふうに思われるかもしれませんが、大阪万博では一切プラスチック製品を使わないとかいうぐらいのことは、ちょっと考えてはどうかという提案も含めてしたいと思います。

やっぱりあくまで上流対策として排出者、排出事業者の責任ということを免罪、今されていますので、実質。ここにきちっとした規制をかけるというところの考えを、関西広域

連合としてやっぱり持つべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（石川憲幸） 三橋課長。

○広域環境保全局循環社会推進課長（三橋進） 循環社会推進課長の三橋と申します。  
よろしく願いいたします。

ただいま、廃プラスチックの海洋汚染の問題ですとか、あるいは国外への汚れたプラスチックの輸出がストップしたことによる国内の滞留状況をお示しいただきましたけれども、幸い関西におきましては、滞留状況というのは特段大きなものは聞いておりませんので、環境省から短期的な措置として市町村の一般廃棄物の処理、焼却施設で焼却を進めてほしいという通知もいただいておりますけれども、私どもが承知する限り関西においてはそれについてたちまち何か新たな動きというのはお聞きをいたしておりません。とはいえ引き続きそのあたりの状況については注視しつつ、プラスチックの廃プラスチックの削減に向けて取り組んでいきたいと思っておりますけれども、それとイベントの折のプラスチックの使用量、あるいは排出量を減らすというようなご提案をいただきましたけれども、私どもはやっぱり3Rの推進と適正処理、これはやっぱり進めていくべきと思っております。

うち、この関西広域連合の規約に基づいて私どもは取り組んでおりますのは、3Rの推進ということですので、これをより、製造者かあるいは消費者、流通、そして最後の廃棄のそれぞれの過程におきまして、十分その我々の日常生活ではあらゆるところにプラスチックが使われておりますので、使い方、捨て方、そのあたりのことにつきまして連合としてはより強く適正処理につながる3Rのより一層の推進を進めていくということで考えておまして、来年度に向けては私ども環境保全局だけでなく、産業振興局、あるいは本部事務局ともども幅広い分野にわたっていろいろ検討をしながら、より一層進めていきたいと思っておりますし、私ども環境保全局といたしましては、より3Rの推進ということで構成府県市の取組と、あるいは連合に参加されておられない市町村の取組も合わせまして、より進むように一緒になって統一的な啓発も含めまして、一層取組を進めることによって海のごみ、あるいは私どもの関西一円の散在ごみの削減等にも貢献していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（石川憲幸） くらた委員、もう少し簡潔にお願いできますか。

○委員（くらた共子） わかりました。

それでは、やはりできたものをどうするかというのは、あくまで受け身の対策だというふうに思うんですね。世界的な規模での関心というのは、いかにつくらないかということですので、やはり抑制の数値、目標を掲げるというぐらいの私は対策が要と思います。ですから、関西圏域におけるプラスチックの生産量が幾らなのか、それをどこまで引き下げる努力をするかというところは、ぜひとも数値目標を上げる検討をお願いしたいと思えます。

最後に食品ロスについてですけれども、この間問題になってしまったのが、例えばコンビニエンスストアなどでの賞味期限はもちろん切れない範囲における見切り販売ということをコンビニのオーナーなどは努力をしてこられたということはあると思うんですが、ところがコンビニの本部ですね。事業者本部そのものがそれを認めないということが、一時相当大きな論点になったというふうに思います。しかし、これについてはこの関西域で今ど

うなっていこうとしているのか、当然廃棄食品の不正転売は防止しなければなりませんので、この間一連の対策は行われてはいますけれども、食品関連事業者の責任というものはまだ法律上に明記されておりませんので、これはぜひ明記されるように求めていただきたいというふうに思います。

以上です。いかがでしょうか。

○委員長（石川憲幸） 三橋循環社会推進課長。

○広域環境保全局循環社会推進課長（三橋進） 廃プラスチックの問題、それと食品ロスの問題についての事業者側への規制ということかと思いますが、私どもはやはり食品ロスにいたしましてもプラスチックにいたしましても、最後の廃棄の部分だけではなくて、製造、流通、消費、廃棄、さまざまところで発生するものだと思っておりますので、そういったことで幅広い分野で取り組んでいくことが大変重要と思っておりますので、その意味で規制ということについて国の動きを注視しつつ、連合としてできることをより積極的にやってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（石川憲幸） ほかに発言ございませんか。

それでは、発言がないようですので本件につきましては、これで終局いたします。

次に、関西地域カワウ広域管理計画（第3次）案についてを議題といたします。広域環境保全局から説明をお願いいたします。

高木広域環境保全局長。

○広域環境保全局長（高木浩文） それでは、関西地域カワウ広域管理計画（第3次）案につきまして説明をさせていただきます。

資料2-1の1ページ目でございます。

広域環境保全局では、広域でカワウ管理に取り組むことによって、関西地域全体のカワウ被害を総合的かつ効率的に減らすことを目的といたしまして、広域的なモニタリングや地域ごとの取組の推進を図ってきたところでございます。先ほどの広域環境保全計画と同様に関西地域カワウ広域計画につきましても、パブリックコメントを11月に実施しまして、別紙1、2ページ目の裏面でございますが、別紙1のとおり2社から7件の意見をいただいたところでございます。

意見につきましては、カワウの駆除を継続し、総数を減らすべきであるといった意見、あるいは管理目標の表現、現行計画の評価に関してというものについての意見でございました。このパブリックコメントの結果などを受けまして、別紙2をご覧いただきたいと思っております。

別紙2のとおり内容を変更させていただいてございます。

まずパブリックコメントでの意見を踏まえまして、管理目標について意図が伝わるように丁寧に記載いたしますとともに、現行計画の評価についてもわかりやすい表現とさせていただいたところでございます。

目標設定や捕獲に関するご意見につきましては、関西広域連合と府縣市町村との役割分担のもと各自自治体で取り組んでいただけるよう、広域連合といたしましては後押しすることといたしております。

また、次のページでございますが、一番最後のところでございますが、協議の過程におきまして関西広域連合内だけでなく、周辺地域との協力や総数削減についてもご意見がご

ございましたので一番最後のところでございますが、計画の基本的な方針にその旨、追記をさせていただきます。

今後のスケジュールにつきましては、本日の委員会で委員の皆様方のご了承をいただいた後、月末、今月末に策定ということでさせていただきたいと思っております。

説明については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（石川憲幸） ありがとうございます。

それでは、質疑に移らせていただきます。ご発言がありましたら挙手にてお願いをいたします。

特にございませんか。

それでは、特に発言がないようでございますので、本件につきましては、これで終局をさせていただきます。

この際、ほかに何かご発言はございますでしょうか。

それでは、特にご発言もないようでございますので、これをもちまして、産業環境常任委員会を閉会させていただきます。どうも長時間お疲れさまでございました。

午後0時49分閉会



関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広  
域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、  
ここに署名する。

令和2年1月22日

産業環境常任委員会委員長 石川憲幸